

保育所等へのタクシー送迎支援事業実施要綱

制 定 令和6年1月25日こ保対第807号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）を利用できず保留となっている児童（以下「対象児童」という。）を、自宅から距離のある保育所等に送迎する際のタクシー利用料金等に充当可能な電子チケット（以下、「電子チケット」という。）について毎年度予算に定める範囲内で補助するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 電子チケットの交付については、この要綱に定めるもののほか、保育所等へのタクシー送迎支援事業利用規約に定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱（平成26年10月10日こ企第580号。以下、「利用調整要綱」という。）の例のほか、次の各号に定めるところによる。

（1）保護者

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条に規定する保護者をいう。

（2）保育所

法第9条第1項に規定するもののうち、法第35条に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（3）認定こども園

法第39条の2及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（4）地域型保育事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（5）小規模保育事業

法第6条の3第10項に規定するもののうち、法第34条の15第2項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

（補助対象者）

- 第3条 補助の交付を受けることができる者は、当該年度の初日の前日における満年齢が1歳及び2歳である対象児童に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定す

る教育・保育給付認定保護者であって、市内に住民登録をし、現に当該住所地（以下、「自宅」という。）に居住している者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者は、補助の対象としない。

(補助の要件)

第4条 この補助は、原則として、次の各号に掲げる要件を全て満たした補助対象者が、次項に掲げる小規模保育事業（以下、「補助利用施設」という。）に利用が内定し入所することを要件として交付する。

- (1) 補助対象者は、利用調整要綱第4条第7項に基づき発行された当該年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書（以下「保留通知書」という。）の交付を受けた日以降においても引き続き保育所等の利用を申請しており、定員超過による保留となっていること。
 - (2) 補助対象者は、保留通知書の交付を受けた日以降に次項に定める補助利用施設を、対象児童の利用を希望する施設・事業として追加して申請（以下、「追加申請」という。）していること。
 - (3) 補助対象者は、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱（令和5年5月8日こ保対第261号）に規定する駐車場の確保にかかる費用補助の申請を同時に行っていないこと。
- 2 補助利用施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。
- (1) 自宅の最寄りのバス停から当該小規模保育事業の最寄りのバス停まで乗り換えずに到達することができないなど、バス等を利用して対象児童を送迎することが容易ではないこと。
 - (2) 自宅からおおむね2キロメートル以上の距離があること。
 - (3) 以下に定める時点において当該小規模保育事業が入所可能であることが公表されており、かつ原則として補助対象者が交付を受けている保留通知書の希望施設・事業所名欄に記載がないこと。

ア 年度中における利用調整にあつては追加申請を行った日が属する月の初日時点

イ 4月利用調整にあつては二次利用調整の申請締切日時点

- 3 第1項の規定にかかわらず、前年度に本補助の交付を受けた補助対象者が、引き続き補助利用施設に入所しており、かつ前項第1号及び第2号の要件を満たす場合は補助を交付するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助利用施設に送迎するためにタクシーの利用に要した費用のうち、次の各号に掲げるものとす

る。

- (1) タクシー乗車料金
- (2) 迎車料金及び予約料金等の市長が認めたオプション料金等

(補助対象期間)

第6条 補助対象とする期間は、補助利用施設の利用開始日から当該開始日の属する年度末までとし、1か月を単位とする。

- 2 補助対象とする期間は前項で定める期間のうち、補助対象者が前条のタクシーの利用を開始した日の属する月から、補助利用施設を退園した日又は第4条第2項第1号若しくは第2号に掲げる要件を満たさなくなった日の属する月又は当該年度の3月のいずれか早い月とする。

(補助の上限額)

第7条 1回の送迎あたりの補助の上限額は、対象児童の自宅と補助利用施設の片道の距離ごとに以下のとおりとする。

距離	1回の送迎の上限金額(片道)
2.0km 以上3.0km 未満	1,500円
3.0km 以上4.0km 未満	2,000円
4.0km 以上	2,500円

- 2 補助については、電子チケットの交付により行うものとし、電子チケットは1日2回までの使用とする。

(利用の計画)

第8条 補助の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、以下の必要書類を補助利用施設の追加申請の際に市長に提出しなければならない。

- (1) 保育所等へのタクシー送迎支援事業事前計画書(第1号様式)
- (2) 保留通知書の写し

(計画の承認)

第9条 市長は、前条に基づく事前計画の提出があった場合は、その内容を審査し、当該計画の中で優先順位を定め、予算の範囲内で承認可否を決定する。

- 2 前項の優先順位の決定は、対象児童に係る横浜市給付認定及び利用調整に関する基準(平成26年10月14日こ企第583号)に規定するランク及び利用調整指数により行う。
- 3 第1項の規定による審査の結果については、保育所等へのタクシー送迎支援事業事前計画(変更)確認通知書(第2号様式)又は保育所等へのタクシー送迎支援事業事前計画(変更)不承認通知書(第3号様式)をもって申請者に通知する。

(計画の承認期間)

第10条 前条に掲げる承認の有効期限は、承認があった日の属する年度末までとする。但し、第4条第2項に規定している補助対象施設に内定し入所した場合及び同条第3項の補助対象者の事前計画についてはこの限りではない。

(計画内容の変更)

第11条 申請者は、事前計画の提出後に、計画内容の変更及び取下げを行う場合には、保育所等へのタクシー送迎支援事業事前計画変更兼取下届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(補助の申請)

第12条 申請者は、事前に承認を受けた計画について第4条に掲げる要件を満たしたときは、保育所等へのタクシー送迎支援事業補助交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助の交付を決定することができる。
- 3 市長は、補助の交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに、保育所等へのタクシー送迎支援事業補助交付決定通知書(第6号様式)により通知を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の審査の結果により、適正と認められない場合には、保育所等へのタクシー送迎支援事業補助不交付決定通知書(第7号様式)をもって、申請者に通知する。

(変更申請)

第14条 申請者は、補助の決定後に、申請内容に変更が生じた場合には、保育所等へのタクシー送迎支援事業補助取下兼変更申請書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 申請内容の取下又は変更が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更決定)

第15条 市長は、前条に基づき申請があった場合は、その内容を審査して変更の可否を決定し、保育所等へのタクシー送迎支援事業補助取下決定兼変更決定通知書(第

9号様式)又は保育所等へのタクシー送迎支援事業補助変更却下通知書(第10号様式)をもって申請者に通知する。

(補助交付の時期及び請求)

第16条 申請者は、補助利用施設への入所が決定した後、速やかに補助交付を請求すること。

2 補助の交付の請求は、保育所等へのタクシー送迎支援事業補助請求書(第11号様式)及び利用予定日を記載した別紙により行うものとする。この際、補助交付申請書において指定されたメールアドレスに電子チケットを受け取るためのコード等を第5条第1項のタクシーの利用をする前月の末日までに、原則として1月分まとめて送付するものとする。

3 利用予定が変更になった際は、申請者は速やかに保育所等へのタクシー送迎支援事業補助変更請求書(第12号様式)及び変更後の利用予定日を記載した別紙を提出するものとする。

(電子チケットの使用)

第17条 電子チケットは、第12条及び第14条の申請において電子チケットを使用してタクシーで児童の送迎を行う者(以下「電子チケット使用者」という。)として申請し、決定を受けた者及び申請者のみが使用できるものとする。ただし、電子チケット使用者として申請できる者は4名までとする。

2 申請者及び電子チケット使用者は原則として、事前に申請した対象児童の自宅から補助利用施設までの送迎経路(以下、「登録送迎経路」という。)を乗車するものとする。ただし、やむを得ない事情により中途降車をした場合を除く。

3 送迎経路上で中途降車する場合は、中途降車するまでを電子チケット使用の対象とする。

4 次の各号に該当する場合は、原則として電子チケット使用の対象外とする。

- (1) 対象児童の保育所等への送迎を目的とせずに電子チケットを使用する場合
- (2) 登録送迎経路上で清算せずに一旦降車して、タクシーを待たせておく場合
- (3) 登録送迎経路から大きく外れて送迎する場合。ただし、工事や交通事情で迂回するなどやむを得ない場合を除く。
- (4) 登録送迎経路上の乗車地点以外の場所で乗車する場合。ただし、工事や交通事情で迂回するなどやむを得ない場合を除く。
- (5) 登録送迎経路から大きく外れた場所で降車する場合

(実績報告)

第18条 申請者からの実績報告は、本市が別途委託する配車アプリ運営事業者(以下、「受託者」という。)からの電子チケット使用実績報告及び補助利用施設からの年度限定保育事業又は小規模保育事業の利用実績報告をもって代える。

- 2 受託者からの電子チケット使用実績報告については別途定める。
- 3 補助利用施設からの小規模保育事業の利用実績報告については、対象児童が補助利用施設を退園した日が属する月の末日の翌日又は当該年度の3月31日の翌日から起算し7日以内に、保育所等へのタクシー送迎支援事業実績報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項に関わらず、市長は、必要があると認めるときは、本補助の執行の状況等に関し、申請者及び電子チケット使用者から報告を求めることができる。

（調査及び指示）

第19条 申請者及び電子チケット使用者は、この要綱による補助の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

- 2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示することができる。

（決定の取消し）

第20条 市長は、申請者が第17条第4項各号に定める場合に電子チケットを使用したこと（以下、「目的外使用」という。）が発覚した場合又は申請者が虚偽の申告若しくはその他不正な手段により補助の交付決定を受けたことが発覚した場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項に該当する場合、交付決定後に使用した電子チケットの使用額の一部または全額について申請者に支払いを求めることができる。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行し、施行の日から適用する。